

関係条項	内容
	除却工事費補助
第5条 (交付申請)	(添付書類) - 様式第建防1号(住宅概要書) - 除却する住宅の所有者及び建築時期が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し - 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 - 住宅の登記事項証明書 - 住宅の固定資産課税台帳登録証明(建築年月が記載されたもの) - その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類 - 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢(生年月日)及び所有者と申請者の関係が分かる書類 (所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等) - 除却する住宅の簡易耐震診断結果 - 申請者の所得証明書の写し - 除却工事の見積書 - 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等))を記載したもの) (指定期日) 当該各事業に着手する前。 (添付書類) 第5条関係の各添付書類に準じる。
第9条第1項 (変更交付申請)	(軽微な変更) 補助金の額に変更を生じないもの(補助の対象となる住宅の変更を除く。) (添付書類) 第5条関係の各添付書類に準じる。 (指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく
第10条第1項 (遂行状況報告)	(報告事項等) - 事業の遂行状況 - 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見
第11条	(添付書類)

(実績報告)	1 交付決定通知書の写し 2 除却に係る工事契約書の写し及び領収書の写し等 3 住宅解体工事に際し、適正に建設廃棄物を処分した証（マニフェスト等） 4 完了写真 5 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等））を記載したもの） （指定期日） 当該各事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は当該各事業が完了した日の属する市の会計年度の3月5日のいずれか早い日。
第21条第1項 (財産の処分制限)	(処分制限期間) ー